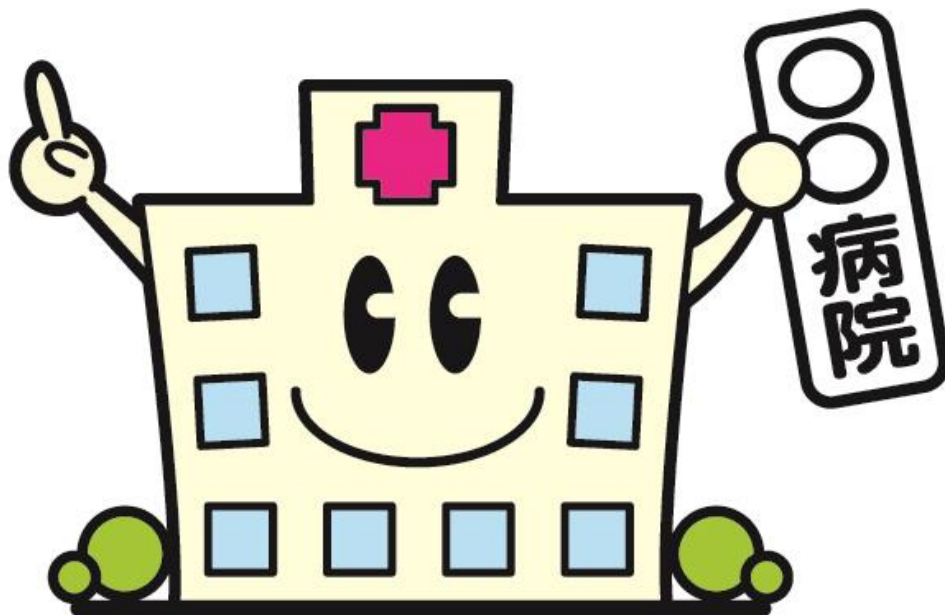


いいょうふじょ 医療扶助のしおい

びょういんじゅしん ほうほう
～病院受診の方法について～



しよるい せいかつ ほ ご りようちゆう びょういんじゅしんほうほう ちゆうい
この書類は生活保護を利用中の病院受診方法や注意

じこう ぐわ かいせつ てもと ほかん
事項について、詳しく解説するものです。お手元に保管

ひつよう よ かせ
し、必要なときに読み返してください。

おだわらしふくしじむしよ
小田原市福祉事務所

<令和6年1月発行>

もくじ 目次



	はじめに・・・ ^{いりょうふじょ} 医療扶助とは・・・・・・・・・・・・・・・・P1
1	^{いりょうきかん} 医療機関 ^{かた} のかかり方・・・・・・・・・・・・・・・・P1
2	^{つういんこうつうひ} 通院交通費について・・・・・・・・・・・・・・・・P4
3	かかりつけ ^{やっきょく} 薬局 ^{りょう} の利用について・・・・・・・・・・・・・・・・P4
4	ジェネリック ^{いやくひん} 医薬品について・・・・・・・・・・・・・・・・P4
5	^{こうせいしんやく} 向精神薬 ^{ちょうふくしょほう} の重複 ^{きんし} 処方 ^{きんし} の禁止について・・・・・・・・P5
6	^{ひんかいじゅしん} 頻回 ^{ひんかいじゅしん} 受診について・・・・・・・・・・・・・・・・P5
7	^{にゅういんじ} 入院 ^{てつづ} 時の手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・P5
8	^{ほんにんしはらいがく} 本人 ^{ほんにんしはらいがく} 支払額について・・・・・・・・・・・・・・・・P6
9	^{せじゅつ} 施術 ^う の受け方 ^{かた} について・・・・・・・・・・・・・・・・P7
10	^{ちりょうざいりょう} 治療 ^{ちりょうざいりょう} 材料について・・・・・・・・・・・・・・・・P8
11	^た 他の ^{せいど} 制度 ^た ・他の ^{ほうりつ} 法律 ^{かつよう} の活用について・・・・・・・・P8
12	^{だいさんしゃこうい} 第三者 ^{だいさんしゃこうい} 行為について・・・・・・・・・・・・・・・・P10
13	^{しょうがいしやてちょう} 障害 ^{しょうがいしやてちょう} 者手帳について・・・・・・・・P10

はじめに…医療扶助とは

生活保護を利用する方に対して、生活上の必要に感じ、さまざまな扶助が提供されます。このしおりはその中の医療扶助について説明したものです。

医療扶助とは、生活保護法第15条及び34条に基づき、最低限度の生活を維持するために、診察、薬剤、治療材料、医学的処置（手術）、施術、居宅での看護、病院での看護、通院交通費などについて給付されるもので、原則として「診察を受ける」「薬をもらう」「入院治療を受ける」など現物給付で行われます。この医療扶助のしおりを熟読して理解を深めるようにしてください。

1 医療機関のかかり方



※現在は来庁が難しい場合、電話での事前申請もお受けしております。

《 手続き 》

- (1) 病院や医院で受診する際は事前に申請が必要です。受診前に『傷病届』を提出する手続きを必ず行ってください。
 - ※ 傷病届は、『市役所15番窓口』及び『タウンセンター住民窓口』で提出できます。（詳しくはP2の手続き場所一覧をご覧ください。）
 - ※ 傷病届には、病院にかかる人の氏名、年齢、生年月日のほか、受診する病院名や病院へ行く日（予定日）などを記入していただきます。（詳しくはP3の記入例をご覧ください。）
- (2) 傷病届を提出すると、『診療依頼書』が交付されますので、これを取り医療機関へ提出してください。なお、診療依頼書には有効期限が記載されているので、有効期限が切れた後は、その都度申請をしてください。

《 費用 》

- (1) 医療費は原則的に自己負担が生じませんが、この手続きを行わずに受診すると、医療費が全額自己負担となる可能性がありますのでご注意ください。
- (2) 緊急の場合を除き、電話での申請は受け付けておりませんので、通常受診の場合は必ず来所して手続きを行ってください。

※ 医療機関で受診する際は、以下の点にもご注意ください。

- 生活保護指定医療機関以外での受診はできません。
（傷病届を提出するときや、受診予約をする際に指定医療機関であることをご確認ください。）

- 病院へ受診する場合は、比較的近距离に所在する病院への受診が原則です。
 市外の病院で受診した際は通院交通費の支給が受けられないこともあります。
 (傷病等の状態により、市内の医療機関での対応が困難な場合は適切な医療機関への受診が認められます。)
- 同じ病気で、同時に2か所以上の医療機関で受診することはできません。
 (受診する医療機関を変更する際は、すでに受診している医療機関で紹介状を発行してもらい、転院の手続きを行ってください。)
- 保険適用外の診療や検査など、自己負担となるものがあります。
- 小中学校の健康診断で歯科・耳鼻科などへ受診を指導された場合で、「学校医療券」が交付された場合は、受診する前に福祉事務所に相談してください。
- 土曜日・日曜日・休日、あるいは夜間など、市役所や住民窓口が開いていないとき、または届け出る手続きができない緊急時にやむを得ず医療機関で受診する必要が生じた場合は、『生活保護利用者(休日・夜間緊急利用者証)』を医療機関に提示して受診してください。緊急時のみ小田原市内及び足柄下郡内の指定医療機関で医療を受けることができます。この利用者証で受診した場合は、後日担当員に必ず連絡してください。なお、利用者証で受診した場合の医療券の有効期限は、受診した日限りですので、継続して受診する場合は、必ず「傷病届」を提出してください。

しょうびょうとどけてつづ ばしよいちらん
傷病届手続き場所一覧

し やくしよ ばんまどぐち ほごがかりまどぐち 市役所15番窓口(保護係窓口0465-33-1463)	おだわらしおきくぼ 小田原市荻窪300
じゅうみんまどぐち マロニエ住民窓口(0465-47-7000)	おだわらしなかざと 小田原市中里273-6
じゅうみんまどぐち いずみ住民窓口 (0465-37-1711)	おだわらしいいだおか 小田原市飯田岡382-2
じゅうみんまどぐち こゆるぎ住民窓口(0465-43-0111)	おだわらしはねお 小田原市羽根尾281-3

(外来受診用)

保護変更申請書（傷病届）

令和 年 月 日

小田原市福祉事務所長様

この用紙を記載する方の住所、
氏名を記入してください。

受診者 住所 小田原市 荻窪300番地
氏名 小田原 太郎

(受診者との続柄 **本人**)

次のとおり医療機関に受診したいので届け出ます。

受診者氏名	小田原 太郎 (男)・女	住 所	小田原市
生 年 月 日	大・昭・平・令 25 年 0 月 ▲ 日 (60)	受診する予定日を記入してください。	
世帯主名	小田原 太郎	初診(予定)日	令和 00 年 00 月 ×× 日
社会保険の有無	有(本人・家族) ・ (無)		
病状(具体的に)	昨夜から腹痛が続き治らない 病状を具体的に記入してください。		
診療を要する期間 (歯科は不要)	当月末以内 ・ 翌月末以内 ・ 3ヶ月以内		
指定医療機関	○×病院	調剤機関	△□薬局

※取扱欄

受診する病院名を記入してください。

受診にかかる期間を記入してください。

利用する薬局名を記入してください。

取扱任氏名	取扱者印
処理区分	1. 一般外来(有効期限 月末) 2. 歯科外来

※福祉事務所処理欄

要否意見書の自動発行 (有効期限3ヶ月以上の場合)	要 ・ 不要	他法	なし・社・他	病類	結・精・他
処理区分	1. 一般外来(有効期限 月末) 2. 一般外来(相当長期) 3. 歯科外来				

開始入力	/	廃止入力	/
------	---	------	---

地区: 担当:

発行取扱者印	地区担当確認印
--------	---------

2 つういんこうつうひ 通院交通費について

居住地から比較的近距离に所在する病院へ受診した際に係る交通費(公共交通機関を利用)については、申請に基づき支給することが可能です。(市外、遠方の病院の場合は、その通院理由を確認の上、支給を検討します。)

なお、タクシー費用については病院の医師の判断が必要になるので、事前に担当員に相談してください。

- ※ 障害者手帳等を提示すると、公共交通機関又はタクシー費用の割引を受けられることがありますので、受けられる場合は必ず活用してください。

《 手続き 》

- (1) 通院交通費の支給を希望する場合、まずは、担当員に相談してください。
- (2) 通院交通費申請書を記入後、領収書を添えて提出してください。
- (3) 通院交通費支給の要件を審査し妥当と判断された場合、通院交通費を支給します。

3 かかりつけ薬局の利用について

安全にお薬を使用するためにも、どの医療機関を受診しても利用する「かかりつけ薬局」の指定にご協力ください。「かかりつけ薬局」を決めることで、お薬の重複やお薬の飲み合わせによる副作用などを防ぐことができます。

やむを得ず、薬局を複数利用する場合は「お薬手帳」をご利用ください。

4 ジェネリック医薬品について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認され、一般的に、開発費用が安く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっています。

薬局でお薬を処方してもらうときには、生活保護法により、ジェネリック医薬品の利用が原則となっています。

- ※ 詳しくは別紙リーフレットをご確認ください。



5 向精神薬の重複処方の禁止について



※ 向精神薬とは、睡眠薬、抗うつ薬、抗不安薬などのことです。

原則として向精神薬の重複処方は禁止されています。重複処方とは、同時期に複数の病院から向精神薬（睡眠薬など）を処方された場合などをさします。向精神薬は、用法・用量などを誤った方法で使用してしまうと、健康に大きな害を及ぼしてしまうことがありますのでご注意ください。

6 頻回受診について



生活保護の制度では、同じ病気で同じ医療機関（歯科は除きます）に、1か月で15日以上受診し、かつその前2か月を含めた、3か月の合計受診日数が40日以上になると「頻回受診」に該当し、必要のない過剰な診療を受けているとみなし、指導の対象となります。医療機関を受診する日数については、医師や看護師に相談し、必要最低限の日数としてください。

7 入院時の手続きについて

《 手続き 》

- (1) 入院する日が決まったら担当員に『入院日、病院名、症状、入院期間』を連絡してください。
- (2) 退院したときは、退院後早めに、退院した旨を担当員に連絡してください。

《 費用 》

病院に入院する際の医療費は保険適用内であれば原則的に全額生活保護の負担になります。保険適用外の費用については全額自己負担になります。

～ 自己負担の例 ～

- ・ 病衣のリース費用、病衣の洗濯費用、テレビカード、日用品など
- ・ 保険適用外の医療費
- ・ 個室の利用料(差額ベット費用)

《 支給額の変更 》 ※居宅（介護や医療施設以外）で生活している方
 1か月以上入院された場合は入院の翌月（入院日が月の初日のときは、入院月）から、ご本人の分の生活費が、入院患者日用品費（約23,110円 ※基準改定により増減あり）に変更されます。後日、前渡保護費の精算がありますので、保護費を消費してしまわないようにご注意ください。なお、退院した場合は退院日の翌日付で生活費が居宅基準生活費に変更されます。退院時期によっては、保護費の追加支給がありますので担当員に確認してください。

※理由
 入院した場合は医療保険適用内で食事、光熱水費等の使用料が賄われているため、入院期間が1か月を超える場合は生活扶助費が減額されます。

～例～

・入院していない場合（生活扶助費70,000円、住宅扶助費41,000円の場合）

生70,000円 + 住41,000円 = 1か月の生活費111,000円

・1か月以上入院している場合（生活扶助費23,110円、住宅扶助費41,000円の場合）

生23,110円 + 住41,000円 = 1か月の生活費64,000円

入院していない場合 111,000円



1か月以上入院している場合 64,000円



※この前渡保護費については、後日返還していただく場合があります。

8 本人支払額について

生活保護の最低生活基準額（医療扶助費、介護扶助費を除く）以上の収入があり、医療費が支払えないことから生活保護を利用している場合等、最低生活基準額（医療扶助費、介護扶助費を除く）を超えた金額で医療費に本人支払額が発生する場合があります。

9 施術の受け方について



施術には柔道整復、あん摩・マッサージ、はり・きゅうがあります。施術を受ける際は医療機関への受診手続きとは異なり、受けられる要件も限られていますので、ご注意ください。そのため、施術を受ける際には必ず福祉事務所へ相談してください。手続きがなされずに、受けた施術については、全額自己負担となる可能性があります。

施術機関又ははり・きゅう師において施術を受ける場合については、次のような取扱いとなっています。施術内容によっては、医療機関の医師の同意書を手続きに要する場合があります。詳細は以下をご参考ください。

給付対象

	施術要件	医師の同意書について
◆柔道整復	① 脱臼・骨折（不全骨折含む） ② 打撲・捻挫（挫傷） ③ 脱臼・骨折の応急手当（内的原因による疾患は含まれない）	①については、医師の同意が必要です。 ②③については、医師の同意不要です。
◆あん摩・マッサージ	① 症状が投薬その他の治療によって効果が無く、あん摩・マッサージが必要不可欠である場合。 ※単なる肩こり等は不可（病院受診との重複は不可）。	すべて必要です。
◆はり・きゅう	① 神経痛 ② リウマチ ③ 頸腕症候群 ④ 五十肩 ⑤ 腰痛症 ⑥ 頸椎捻挫後遺症 上記の疾病及び類似疾病のうち医療を受けても医療効果の得られないものに限られる。 ※治療中の施術は不可。	医師の同意又は診断書が必要です。

※ 医療機関での診察を受けられてなく、施術を希望される場合は、まず指定医療機関への受診を指導させていただくことがあります（医師の同意が不要な場合は除く）。

10 治療材料について



コルセットや義肢・装具・眼鏡など治療の一環として必要とする真にやむを得ない事由が認められる場合には給付を受けることができます。**購入前に必ず担当員に相談してください。事前に手続きされずに受けた治療材料の給付については全額自己負担となることがあるのでご注意ください。**

原則として現物給付となります。また、すでにお持ちの治療材料を修理することと足り得る際（修理代の方が安価の場合）には、修理代の支給も可能です。

※ 治療材料の種類によっては上限額がありますので、治療材料が必要と判断されたときは、見積もりを取得して担当員に相談してください。

※ 身体障害者手帳をお持ちの方は、障害者総合支援法に基づき、治療材料が給付される場合がありますので、そちらを優先して利用していただきます。

※ 眼鏡の給付については、日常生活の利便等の理由（老眼、新聞が読みにくいなど）では支給対象となりません。また、自身の不注意による破損についても支給対象とはなりません。

11 他の制度・他の法律の活用について

生活保護の医療扶助よりも優先的に利用していただく制度、法律について紹介します。以下に当てはまる方は必ず報告してください。

《 社会保険 》

会社が加入している社会保険（健康保険）にあなた又は家族が加入し、保険証を所持している場合、本人・被扶養者ともに使用してください。自己負担である3割分のみについて医療扶助で負担します。

また、健康保険に加入している方が、出産や死亡、また就労が出来なくなった場合は健康保険による給付が受けられる可能性がありますので、ご相談ください。

※ **社会保険証を取得した際は福祉事務所及び病院に必ず提示をしてください。**
(就労が決まった際は必ず、就労先に確認してください。)

《 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 》

様々な障がいをお持ちの方が、必要な治療や医療を受ける際にその負担を軽減す

る法律です。法律には以下のようなものがあります。

**※ それぞれに有効期限がありますので、期限切れに注意し、更新手続きを行
ってください。また、かかることができる病院と薬局が指定されているので、
指定された医療機関以外を利用しないように注意してください。**

・ **精神通院…「自立支援医療受給者証」(神奈川県の場合、水色)**

自立支援医療(精神通院)は、精神疾患(てんかんを含みます)で通院による精神医療を続ける必要がある病状の方の、自己負担を軽減(生活保護利用者は自己負担なし)するものです。

主な対象疾患として各種精神障がい、統合失調症、統合失調症型障がい及び妄想性障がい、気分障がい、てんかん、神経症性障がいなどがあります。精神科に受診・通院している方は、自立支援医療の対象者であるか主治医に確認してください。

・ **更生医療**

自立支援医療(更生医療)は身体障がい者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該身体障がい者に対して行われる、更生のために必要な医療に係る医療の自己負担を軽減(生活保護利用者は自己負担なし)するものです。

主な対象医療として、白内障の水晶体摘出手術をする場合、網膜剥離手術を行う場合、後天性心疾患のためペースメーカー埋込み手術を行う場合、腎臓機能障がいの人工透析療法、腎臓移植術(抗免疫療法を含む)を行う場合、HIVによる免疫機能障がいの抗HIV療法、免疫調節療法、その他HIV感染症に対する治療を行う場合などがあります。

・ **育成医療**

18歳未満の障がい児又は障がいに係る医療を行わないと将来的に障がいを残すと認められる疾患がある児童で、その身体障がいを除去、軽減する手術などの治療によって確実に効果が期待できる者に対して、必要な医療に係る医療の自己負担を軽減(生活保護利用者は自己負担なし)するものです。

◀ **難病の患者に対する医療等に関する法律** ▶

原因が不明であり、治療方法が確定していない指定難病の方のうち、医療費の負担軽減(生活保護利用者は自己負担なし)を目的として、一定の認定基準を満たしている方に、その治療費に係る医療費(外来・入院・院外薬局・訪問看護)、介護費の一部を助成する法律です。

※ 毎年9月末までが有効期限であり、更新制になります。

12 第三者行為について



交通事故や喧嘩など、第三者からの行為による傷病で治療が必要な場合、その医療費については原則として加害者によって負担されるべきであるため、医療扶助の適用はありません。特に、交通事故の場合は自動車損害賠償保障保険が支払われる可能性もあるので、確認してください。

ただし、医療費が保険の給付範囲を超えることが確実である場合で、被害者にも相当程度の過失がある場合など、やむを得ない事情がある場合は医療扶助を適用し、後日賠償金が支払われた時点で生活保護法第63条に基づき費用返還を求めめる可能性もあります。

13 障害者手帳について

《身体障害者手帳》

身体障害者手帳は、身体に障がいがあることを証明するものとして、都道府県が交付するもので、障がい者に対する各種制度を利用する際に必要となります。また、詳細な制度については障がい福祉課にてお尋ねください。

《精神障害者保健福祉手帳》

精神障がいのために日常生活又は社会生活を送る上で制限があると認められることを証明するものとして、都道府県が交付するもので、障がい者に対する各種制度を利用する際に必要となります。ただし、取得には精神科の医師により精神障がいと診断された日から6か月以上経過していることが必要です。有効期限は2年間ですが、更新することができ、手続きは有効期限の3か月前から可能となります。

《療育手帳》

療育手帳は、知的障がいのある方が各種の援助や相談を受け、様々な制度や障がい福祉サービスを受けやすくすることを目的に、神奈川県知事から交付されます。療育手帳の申請は18歳未満の児童の場合は小田原児童相談所、18歳以上の場合は神奈川県立総合療育相談センターで、知能指数等の判定を受けていただく必要がありますので、事前に障がい福祉課へお問い合わせください。

〒250-8555 小田原市荻窪300番地
小田原市福祉事務所 生活援護課生活援護係
電話 0465-33-1463